

# 第6回 西都地区新設小学校(仮称) 開校準備委員会

日時:令和4年5月23日(月)14:00~  
会場:西都公民館

## — 次 第 —

### 1. 議事

- (1)開校準備委員会設置要綱・傍聴要領の改正について 資料1
- (2)校歌について 資料2
- (3)校章について 資料3

### 2. 報告

- 通学路検討状況について 資料4

### 3. 連絡事項

- 次回開催日程

## 議事1 開校準備委員会設置要綱・傍聴要領の改正について

### 1 設置要綱

#### (1) 改正理由

小学校設置条例の改正及び令和4年度の役職者の交代、並びに教育委員会組織改編により、所要の改正を行うもの。

#### (2) 改正内容

○会の名称を西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会から、西都北小学校開校準備委員会に改める。

小学校設置条例の改正による

○第3条別表を資料1-2別表のとおり改める

役職者の交代による

○第6条 事務局の場所を教育環境部から指導部に改める。

指導部内に開校準備担当専任主査が配置されたことによる

#### 【新旧対照表】

条項	新	旧
名称	西都北小学校開校準備委員会設置要綱	西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会設置要綱
第1条	西都北小学校（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、西都北小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	西都地区新設小学校（仮称）（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
第3条	資料1-2 別表のとおり	省略
第6条	委員会の事務局は、教育委員会指導部に置く。	委員会の事務局は、教育委員会教育環境部に置く。
附則	この要綱は、令和3年6月10日から施行する。 この要綱は、令和4年5月 日から施行する。	この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

## 2 傍聴要領

### (1) 改正理由

小学校設置条例の改正により、所要の改正を行うもの。

### (2) 改正内容

○会の名称を西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会から、西都北小学校開校準備委員会に改める。

### 【新旧対照表】

条項	新	旧
名称	<u>西都北小学校開校準備委員会傍聴要領</u>	西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会傍聴要領
第1条	この要領は、 <u>西都北小学校開校準備委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、西都北小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）</u> の傍聴に関し、必要な事項を定める。	この要領は、西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。
附則	この要領は、令和3年6月10日から施行する。 <u>この要領は、令和4年5月 日から施行する。</u>	この要領は、令和3年6月10日から施行する。
様式	第 回 <u>西都北小学校開校準備委員会</u>	第 回西都地区新設小学校（仮称）開校準備委員会

## 西都北小学校開校準備委員会設置要綱（案）

（委員会の設置）

第1条 西都北小学校（以下「新設校」という。）の開校準備を円滑に推進するため、西都北小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- （1）校名、校章、校歌などの開校準備に関すること
- （2）教育目標に関すること
- （3）通学路に関すること
- （4）施設整備に関すること

（委員会）

第3条 委員会は、別表のとおり組織する。

2 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が選任する。
- 4 委員長は、会務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別途定める。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、教育委員会指導部に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

この要綱は、令和4年5月 日から施行する。

## 別表

組 織	氏 名	役 職
自治協議会	赤池 成昭	西都校区自治協議会会長
	江田 俊弘	西都校区西都自治会会長
	荒木 正彦	西都校区徳永町内会会長
	<u>濱地 実</u>	元岡校区自治協議会会長
	<u>井上 直子</u>	元岡校区田尻東町内会石崎隣組組長
公民館	江口 辰男	西都公民館館長
	<u>三好 恵美子</u>	元岡公民館館長
小学校 P T A	中尾 大輔	西都小学校 P T A 会長
	奥村 大輔	西都小学校 P T A 役員
	森 幸太郎	元岡小学校 P T A 会長
小・中学校	檜尾 好民	西都小学校校長
	川本 達一	西都小学校教頭
	<u>河野 真治</u>	元岡小学校校長
	箱島 徳人	元岡中学校校長
福岡市	<u>小山 眞有美</u>	西区総務部地域支援課長
	古川 剛	西区地域整備部土木第2課長
	<u>中山 昇吾</u>	教育委員会教育環境部施設課長
	<u>井上 直美</u>	教育委員会指導部小学校教育課長
	吉安 真一	教育委員会教育環境部通学区域課長

**西都北小学校開校準備委員会 傍聴要領(案)**

(趣旨)

第1条 この要領は、西都北小学校開校準備委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、西都北小学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議開催の15分前までに整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(定員)

第3条 委員会の会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という）の定員は、あらかじめ委員長が定めるものとする。

2 傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選によって傍聴人を決するものとする。

(入場の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

(1)酒気を帯びていると認められる者

(2)ポスター、ビラ、拡声器その他会議もしくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者

(3)前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

(1)会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと

(2)会議場において発言しないこと

(3)みだりに席を離れないこと

(4)飲食又は喫煙をしないこと

(5)携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること

(6)たすき等を着用し、またはプラカードを掲げる等示威的行為をしないこと

(7)他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと

(8)会議場において許可無く撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと

(9)前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、または会議の妨げとなるような行為をしないこと

(傍聴人への指示)

第6条 委員及び事務局の職員は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴人に対して必要な指示を行う。

2 傍聴人が指示に従わないときには、委員及び事務局の職員は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

この要領は令和3年6月10日から施行する。

この要領は令和4年5月 日から施行する。

様式

整理番号票

年 月 日 西都北小学校開校準備委員会

NO. \_\_\_\_\_

傍聴人は、会議の開催中この整理票を携行し、係員の  
求めに応じて提示してください。

## 議事2 校歌について

### (1)作成依頼者について

■MOCA氏（音楽グループ ベリーグッドマン (BERRY GOODMAN) メンバー）

#### 【略歴】

1988年4月24日生

18歳から音楽活動を始め、25歳の時にソロアルバム「原始人の歌」をリリース。

その年にベリーグッドマンを結成し現在も活動中。

語りかけるような歌と熱いパフォーマンスが特徴。

教員免許（高校）の資格を取得している。

### (2)校歌に関するアンケート、委員意見について

#### 1 校歌に入りたい字句

(児童)

・笑顔 ・友達 ・未来 ・仲間 ・希望 ・協力 ・平和 ・夢  
・輝く、きらめく ・仲良し ・優しい、優しさ ・町

(地域・保護者)

・自然（山、川、海、里、野、緑、風） ・未来 ・夢 ・希望 ・誇り  
・活力、元気、気力 ・日本

#### 2 自由意見

(児童：こんな学校になったらいいな)

・楽しい学校 ・協力し合う、助け合う学校 ・いじめのない仲良しな学校  
・色々頑張る学校 ・笑顔の学校 ・最後まであきらめない学校

(地域・保護者：校歌・校章に関する自由意見)

・地域の文化と歴史を理解したうえでの作成を要望  
・永く地域に愛される校歌、校章 ・50年100年先を考えて作る  
・大人になっても記憶に残るような歌  
・短い校歌 ・シンプルでわかりやすく覚えやすいもの  
・新しい小学校なのでオリジナリティを出してもいいのでは ・踊れそうな曲  
・個性を認め合い助け合うことのできる学校 ・多様性を認め合う学校

#### 3 委員意見

・子どもの未来や夢、そういった思いを込めた歌  
・西都小の校歌とは全く別のイメージの歌  
・地域の意見を入れて作る  
・将来思い出せるような校歌

## 議事3 校章について

### (1)作成依頼者について

■源田 悦夫氏（九州大学名誉教授）

#### 【略歴】

武蔵野美術大学基礎デザイン学科卒業、東京芸術大学大学院修了。

デジタルコンテンツデザイン教育の第一人者。

平成 29 年 福岡市西都小学校 校章制作。

令和元年度 福岡市民文化活動功労賞受賞。

### (2)校章に関するアンケート、委員意見について

#### 1 校章に表したいイメージ

(児童)

- ・自然（海、山、川）、植物、虫、緑、風、花 ・笑顔 ・助ける、協力 ・友情
- ・明るい、輝く ・楽しい ・友達、仲間 ・未来

(地域・保護者)

- ・海、山、緑 ・心 ・太陽 ・花、緑
- ・アルファベットは使わない ・西都小の校章をアレンジ

#### 2 自由意見

(児童：こんな学校になったらいいな)

- ・楽しい学校 ・協力し合う、助け合う学校 ・いじめのない仲良しな学校
- ・色々頑張る学校 ・笑顔の学校 ・最後まであきらめない学校

(地域・保護者：校歌・校章に関する自由意見)

- ・地元の文化と歴史を理解したうえでの作成を要望
- ・永く地域に愛される校歌、校章 ・50年100年先を考えて作る
- ・シンプルな校章 ・シンプルでわかりやすく覚えやすいもの
- ・新しい小学校なのでオリジナリティを出してもいいのでは
- ・個性を認め合い助け合うことのできる学校 ・多様性を認め合う学校

#### 3 委員意見

- ・西都小との繋がりを残した校章
- ・西都小の校章をベースに新しさをプラスアルファする

## 報告 通学路検討状況について

通学路ワーキンググループ

令和4年5月10日(火) 通学路ワーキンググループで通学路点検をした結果から、次の2点を提案します。

### 1 通学路の変更



① 区画整理に伴い道路が消滅するため、変更する。

② 歩道が整備され、安全確保が十分である。また、西都1丁目交差点を横断する児童数を分散させるため、北原1丁目の信号機付き横断歩道を通るルートを追加する。

追加通学路

### 2 要対策箇所



西都北小

要点検

通学路

### 1 横断歩道の設置

(現状)

元岡中学校と舞鶴高校の間の道路が  
抜け道となっており、横断の際に  
危険を伴う。

(対策)

- ・横断歩道設置
- ・待機スペースの確保



### 2 横断歩道の設置

(現状)

周船寺第二幼稚園の保護者が送迎の  
際に多数利用している。  
また抜け道になっており横断の際に  
危険を伴う。

(対策)

- ・歩道の整備
- ・横断歩道の設置
- ・待機スペースの確保

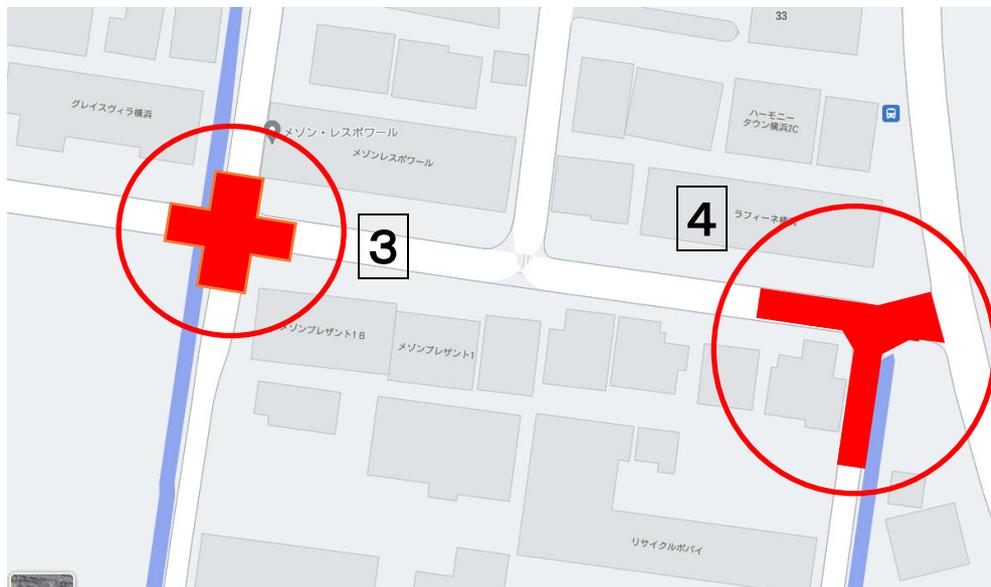
歩道の整備  
待機スペースの確保



### 3・4 路面カラー化

(現状) 舞鶴高校の職員の通勤や保護者の送迎の際に交通量が多く、危険を伴う。

※横浜西町内会長からも通学路とすることに伴い強く要望されている。



舞鶴高校駐車場